

令和 5 年度秦野市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 5 年 7 月 1 日施行

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条の規定に基づき、本市が、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達等について受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、もって障害者の自立を促進するため、必要な事項を定める。

2 適用範囲

本市の全ての課等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)」第 5 条第 12 項に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所(A 型及び B 型)
- (2) 障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - 重度障害者多数雇用事業所とは次の全てを満たすものをいう。
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)とする。

5 調達目標

調達目標額は、99千円とする。

6 調達の実施及びその推進に係る事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、秦野市契約規則31条(昭和39年6月1日規則第23号)の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、市内の障害者就労施設等で提供できる物品、役務等について情報収集を行い、情報提供を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針は毎年見直しを行い、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、その年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

8 担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

9 施行期日

この方針は、令和5年7月1日から実施する。